

●宇治市地域防災計画(改定初案)に寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
1	①②	第4編2章13節の2項に追記を求める。 但し、全壊、大規模半壊等の判定は、別途定められた判定基準(戸建用及び集合住宅用)に拠るものとする。	家屋損壊の認定におきましては、り災証明書の認定に基づくこととなる為、り災証明の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて行います。その為、り災証明書の記載がございまず一般対策編及び震災対策編に次の文を追記いたします。 「なお、被害家屋の調査及び程度の判定にあつては、内閣府が作成している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行う。」 【一般対策編 第4編 第二章 第1節 3. り災証明】 【震災対策編 第4編 第二章 第1節 4. り災証明】	修正あり
2	①	防災計画改定の中心は避難情報の発令基準の改定と支給金制度だが、 ①避難所の設置が特に洪水時の西宇治地域では実質なく、いくら避難指示が行われても避難の仕様がなく高齢者が増加している3万市民が水にのまれ逃げまどう事となりかねない。これは宇治川という大河川が流れる宇治市が都市計画を怠ってきた為であり、そのつけを住民の自己責任としているのではないか？ ②ダム放水路建設と河床掘削による河川の流量増加対策には限界があり、堤防に負担をかけ、かえって洪水につながる可能性がある。堤防の強化(越水対策)や流域治水を他県とも協力して行う必要がある。	西宇治地域の避難所につきましては、洪水による浸水災害が発生した場合、使用できない避難所もございまず、三階以上ある施設の場合には高層階へ避難していただく方法もございまず。また、多様な手段で防災情報入手いただき、早め早めの行動により浸水区域外の避難所への避難も平時からご検討いただきたいと思います。なお、宇治川におきましては、府県をまたがる一級河川として国の管理のもと、流域の自治体では、これまでからも協力して治水対策を行っており、引き続きこれからも市民のみなさまに安心してもらえるよう治水対策に取り組むよう働きかけてまいります。	修正なし
3	①②④	①第4編第2章第10節/第13節に記載されてます、「大規模半壊又は中規模半壊」の定義はどのようになっているのでしょうか。誰がどのような基準で決めるのかがどこに記載されているのか知りたいです。 ②資料1-2避難施設一覧について 土砂災害区域にある避難所については、使用を制限すると記載されております。 災害発生時に(特に、携帯等の情報伝達手段が滞ってる)、住民の方へどのようにして制限されてる事を知らせるのでしょうか。特に、高齢者の方でネット環境に弱い方への情報伝達手段	①認定にあつては市がり災証明書として認定いたします。認定基準にあつてはNO.1と同じ回答とさせていただきます。 ②情報取得に際しては、平時の時からお住まいの地域の災害リスクを事前に確認いただいた上で、災害時に避難するところを決めておいていただくことをお願いしております。そのような中、市内の全戸に配布しています「宇治市くらしの便利帳」に、どの災害時に避難所として適しているか記載しております。また、あわせて出前講座や市政だよりなどで、啓発も行っています。災害時には、避難が必要な地域を宇治市内が受信エリアである携帯電話等に緊急速報メールが強制的に受信していただくことにより、開設している避難所を確認いただくことができます。また、テレビ、ラジオでも避難情報や開設避難所を確認いただくことができますことも市政だより等で啓発しております。災害の情報にあつては多様な手段でご確認いただき、正しい情報をもとにご自身の安全および情報弱者の方への情報の共有にご協力いただきたいと思いますと考えております。	修正なし
4	⑤	今回の改定項目(1)~(5)について ・諸々の法律等の改正があり、それに付随して改定をすすめる過程に入ったものと考えます。どれも国民市民の生命を守るための法律・条令等の改定であり、賛成します。 ・別件で話はずれますが、「知床遊覧船事故」で多くの遭難者がまだ発見されずにいる。会社経営者のいい加減さに呆れるばかりですが、行政側にも手抜きがあったのではないのでしょうか？宇治市地域防災計画では手抜きのない運営で一人の犠牲者も出ない取組としていきましょう。 ・更に別件ですが、以前お世話になった「空き家」等の件ですが、直接防災とかかわらないので他の部署との関係になると思います。その時言われたのが家の所有権を守ることは大切だと言う事ですが、もちろん間違いではありませんが、「家に居住し、生きる権利」も大切だと思うのですが…	賛成のご意見ありがとうございます。今後の防災行政の参考とさせていただきます。	修正なし
5	④	はじめに、資料1-12避難施設一覧(P8)を見たところ、追加したいことが、3つあります。それは、次の3つです。 【追加したい避難施設】 その1 宇治市三室戸小学校…1 その2 あさひ保育園…2 その3 宇治明星園…3 A地区班 B所在地 1三室戸小 宇治市菟道岡谷16-2 2三室戸小 宇治市菟道大垣内10 3三室戸小 宇治市菟道岡谷16-3	指定避難所は、長期間避難所を開設する必要となった場合に、開設する避難所でございます。三室戸小学校は、指定避難所を兼ねました指定緊急避難場所として指定済みでございます。あさひ保育園および宇治明星園につきましては、民間の事業所でございますことから指定避難所としておりませんことご理解賜りたく存じます。ただし、宇治明星園におきましては、市の要請によりご協力いただき開設する福祉避難所として平成24年に協定を結んでおります。	修正なし
6	①②	1(1):要配慮者利用施設での避難訓練実施の義務化に加えて「新たに市長への訓練実施報告の義務化とそれらに対して市長が必要に応じて助言勧告を行うことができる」との改定は一步前進であり、評価できる。是非実施して要配慮者利用施設利用者の安全を確保していただきたい。 2(3):「避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成などの支援対策を講じ」も災害時の対策として大切であり、改定を評価する。ただ、この件は、住民のプライバシー問題があり、例えば自治会と各住民の信頼関係がないと実施できないケースもある。まずはそのような制度があることを、住民に十分周知して理解してもらう必要がある。また、自治会に加入しないなど、孤立している避難行動要支援者に対する働きかけ方についても、市の指導方針があれば、自治会担当者は助かるのではないか。「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」は重要だと考えます。	①避難確保計画に沿った避難訓練を実施することで、避難確保計画の足りない部分等に気づくことができることから、訓練の実施を促し、実際避難が必要な時に素早く動ける体制づくりにつなげていただければ、各施設と協力してまいります。 ②避難行動要支援者は避難行動要支援者名簿掲載の申請の際に個人情報の提供への同意欄に署名いただいた人のみ名簿掲載しています。また、要支援者を支援する町内会等は、支援をすることにご協力いただける団体と個人情報の取り扱い等についてご理解いただき協定という形で支援団体になっていただいています。そういった支援の仕組みを含めて、より啓発してまいります。個人情報を順守いただきながら平時から顔の見える関係を築いていただき、災害発生の初動で要支援者の支援ができるように平時から関係団体と協力してまいります。	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
7	①②	<p>(一般対策編)第3編応急対策計画-第12章 避難収容対策計画 第2節 避難所の運営-2. 避難所の運営内容 (6)避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース確保に努める。と記されていますが、そもそも長期化する前にペットを飼っておられる住民の方々がいかに速やかに避難できるようになされているかが問題です。 国は、動物に対し多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えることを支援するため「人とペットの災害対策ガイドライン」(H30.3)を作成しました。 自治体は災害の発生時に、ペットの避難、保護等が必要な場合に備え、獣医師会や民間団体と連携して、協定を締結しておくことが勧められています。では、その連携はなされておられるのでしょうか。またペットを飼っておられる方々に対しては宇治市の現状を周知して、広報できているのでしょうか。(現状はペットと同行できる避難場所がないこと) まずは、動物の飼養者に対し平常時から災害発生時に向けた準備をしておくことの重要性について理解を促すため、広く啓発することを求めます。</p>	<p>ペットが飼い主の皆様にとって、とても大切な存在ということは承知しておりますが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、避難所の中(人間と同じスペース)にペットと共に避難していただくことは、申し訳ございませんが、ご遠慮していただいております。 ペットについては、避難所敷地内の別の場所に待機スペースを設けることを想定しておりますが、避難して来るペットの種類(哺乳類・鳥類・爬虫類等)や数によって取るべき対応が大きく異なるため、状況に応じてルールを決定していくこととなります。 そうした状況になることについて、平時からペットのための飲食料の備蓄などの重要性等について、啓発していくことについてご指摘いただき、今後も出前講座等含めてペットのための防災について啓発をまいります。</p>	修正なし
8	①②	<p>以前から『くらしの便利帳』77ページの避難行動要支援者事業の取組みの欄で「必ずしも避難支援が保障されるわけではありません」と注意書きがあることに疑問を感じていました。支援する側も被災者となることは十分想定されるので当然だとは思いますが、要支援者として登録された方は、とても心細くなれるのではないかと、宇治市の公助の役割をもっと明記してもらいたいと思っていました。なので、今回、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことは、公助が一歩前進したと思いますので、歓迎します。が、「努力義務」ではなく「義務」として宇治市が捉え要支援者支援事業を整備してほしいです。「避難行動要支援者・要配慮者名簿登録申請書」の必要事項には個別避難計画として支援者がパッと見て分かる情報が整理されているのでしょうか？介護認定されている方は担当ケアマネが相談にのったり、場合によってはケアマネが避難計画の作成をするよう宇治市が指導するというような責任を果たしてほしいです。私の入っている町内会は(25年前から入っています)とても小さく25所帯程ですが、それでも全ての方の顔が分かるわけではありません。近隣の町内会では脱退される方も増えてきていると聞きます。市民の助け合いの精神に依拠するばかりではなく、危機管理室が市の消防本部と連携して要支援者マップや個別避難計画に合わせた支援体制・人員配置を考えられることを願います。</p>	<p>避難行動要支援者支援については災害発生直後に公助が行き届かないと想定されるときに、要支援者の人を共助で支援していただく体制を構築するための取り組みになります。災害発生直後は近くにいる方は皆さん被災者となれることを想定しているため、「支援が保証されるわけではない」という形をお伝えする必要があります。そして、可能な限り自助の範囲でも様々な対策をとっていただきたいと考えているところです。水害のリスクの高い地域の場合は必要に応じて早めの避難をしていただいたり、地震の場合は在室時間の長い部屋の耐震化を進めるなどの対策をしていただき、命を守る行動を平時から取り組んでいただけるよう制度についてより啓発をまいります。市の体制も関係部署や関係機関と協力をして、少しでも早い支援体制につながるようにしてまいります。</p>	修正なし
9	①	<p>紫ヶ丘地区に高齢者用の災害時(特に水害)避難所を作っていたきたい。高齢者が多く水害時遠くの避難所まで行くことが困難な為。以前よりお願いしている榎島保育園にあった防災無線を紫ヶ丘の集会所に移設していただく件を早急をお願いしたい。地震など多く起こっているため早く対応していただきたいです。 紫ヶ丘集会所の防災用スピーカーのアンプ(?)の修理をお願いしたいです。(スイッチが入りっぱなしで、切れていない)切る必要はないが、いつ他に不良がでるかかわからない為。</p>	<p>①避難場所にあつては既存の公共施設を活用しておりますことから、新たに避難施設を建設する想定はしておりません。地域により避難に関する条件は、それぞれ異なるものの、命を守る行動を早め早めにとり、避難情報を待たずに避難をしていただきますようご理解賜りたく存じます。防災無線の新たな設置の予定はございません。 ②紫ヶ丘児童遊園にある拡声器4つは紫ヶ丘町内会で設置されたものと施設管理部署に確認いたしました。修理等が必要な状態でありましたら、町内会でご対応いただきますようお願いいたします。</p>	修正なし
10	①	<p>一般対策編 新旧対照表について ①市の責務に市長の権限が改定後は強く出過ぎ施設の所有者又は、管理者の行動が隠れてしまうのではと懸念される。また彼ら直接関わる者の自主性を奪うのでは？更に市長の負担が増し、オールマイティーの市長でもない限り助言・勧告は不可能。他の職員の負担増となるだけ。河川又は、山林等の土石流対策砂防事業についても市長の助言、勧告が避難確保計画等や避難訓練の実施に必要とは考えない。 ②避難行動要支援者について改選前は支援対策を講じ云々→個別避難計画の作成などとなり、プライバシーに深く入り込んでいるのが懸念される。 ③被災者生活再建支援金については、全壊世帯も中規模半壊世帯も、そのまま住めるものではなく建て替えが必要に変わりはないので、区別することが支援を妨げることになる。</p>	<p>いただいたご意見はすべて法律の改正により修正いたしますことから、ご理解賜りたく存じます。 ①水防法および土砂災害防止法を根拠に作成されました避難確保計画の提出があり指摘事項がありましたら、これまでからも指導という形でご指摘し計画に反映いただいていたところと存じます。令和3年の災害対策基本法の法改正により、法に合わせて改正したところと存じますのでご理解賜りたく存じます。 ②法改正の前から個別避難計画の作成は、支援者と要支援者のご理解ご協力の上で作成をお願いしてきたところと存じます。個別避難計画は要支援者名簿への申請者が作成の対象として、同意欄に署名をいただいておりますことから個人情報の取得にご理解いただいております。 ③被災者生活再建支援法により支援金を支給することになりますことから、ご理解賜りたく存じます。</p>	修正なし
11	④	<p>主な改定項目(4)について 指定避難所の拡充は「交流館」1ヶ所となっているが、炭山区については、「南部集会所」も開設することになっているのではないかと。また、場所を広げるだけでなく環境整備もしてほしい。炭山区の京都芸術高校体育館については、コロナ感染の不安が続く中、手洗いが大切であるにもかかわらず、水道が未設置である。なんとかしてほしい。</p>	<p>①笠取南部集会所は「その他避難所」に位置付けており、宇治市が指定避難所として開設することを想定はしておりません。避難生活が長期間にわたるような場合に避難者の人数等により対応する避難所としております。 ②京都芸術高校炭山体育館におきましては、避難者受け入れの協定に基づいて、開設する指定避難所となっております。トイレの設置があることから全く水道がないわけではないと考えておりますが、ご指摘のように感染症対策として手洗いは重要な対策の一つですので、今後の参考にさせていただきます。</p>	修正なし